

いますので、財務大臣の下で起きた、またあるいは内閣総理大臣の行政各部を指揮監督するという憲法七十二条。内閣総理大臣及び財務大臣の権限下で起きた事態といえ、内閣の閣僚の一員として、国会に対する問題としてどのような連帯の責任を感じているのかを伺わせていただきたいと思います。

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之でございます。

まず、質問の冒頭に、今生じております森友学園に関する行政文書の改ざん事件について両大臣の御見解を伺わせていただきたいと思います。

この文書の改ざん事件でござりますけれども、

実は昨年の三月二日の参議院の予算委員会で、土地の売却等に関するその決裁文書を予算委員会に提出するよう要求がございました。これは、憲法六十二条の国政調査権に基づき、国会法の百四条、そして参議院の先例に基づいて行われた国政調査権の行使そのものでございます。また、その後に、三月六日に、会計検査院に対し、国会法五百五条、これも憲法六十二条に基づく国政調査権の行使として会計検査院に対して検査要請がなされ、昨年の十一月、検査の報告書が参議院議長に提出されているものでございます。

このように、今般の改ざん事件というのは、憲法及び国会法に基づく国政調査権、それに対しても改ざん文書を予算委員会に提出し会計検査院に提出したわけでございますので、まさに三権分立における立法府の権限そのものを否定する、妨害し否定する暴挙でございます。

憲法の六十六条には、内閣は行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負うと規定されております。両大臣は内閣を構成する閣僚でござるは真摯に取り組んでいきたいと思います。

今般の財務省の問題につきましては、他省の問題とすることなく、防衛省・自衛隊における情報公開、文書管理の重要性を改めて認識し職務に当たるよう、十二日、私から省内幹部に指示をしております。

○小西洋之君 私は、今般の問題は、今申し上げましたような憲法に基づく国会の国政調査権の妨害など、もう立法府の否定そのものでございますので、もう財務省の調査ではなくて、もう内閣は即刻総辞職、真相解明はまさにこの与野党を超えた我々立法府で行うと、そういう筋、それがまさに憲法の考え方であると理解しております。

今、両大臣お答えいただけませんでなければ、それぞれ、河野大臣から先に答弁お願ひいたします。

○国務大臣(河野太郎君) 公文書の書換えというのは断じてあつてはならないというふうに考えます。

今回の問題につきましては、財務大臣の下、徹底的な調査が行われており、その対応をしっかりと見守ってまいりたいと思いますが、外務省は外交文書始め機密文書の多い役所でございますので、機密の管理を含め、公文書の管理の在り方をしっかりと指導してまいりたいと思います。

○国務大臣(小野寺五典君) 財務省における決裁文書の書換えにつきましては、安倍総理も述べられており、行政全体の信頼を揺るがしかねない事態であると考えております。いずれにしても、財務省は、検察による捜査に全面的に協力するとともに、事態の全容を明らかにするために徹底した調査が行われるものと承知をしております。

なお、防衛省の文書管理について、昨年、南スレーダンPKO日報問題に関し、国会からも厳しい御指摘を受けました。これを受け、情報公開、文書管理の再発防止策を着実に実施していくことを思っております。今後とも、この問題に関しては真摯に取り組んでいきたいと思います。

今般の財務省の問題につきましては、他省の問題とすることなく、防衛省・自衛隊における情報公開、文書管理の重要性を改めて認識し職務に当たるよう、十二日、私から省内幹部に指示をして改ざん文書を出したことはもう紛れもない事實ですから、書換えといつても、中身を削除したり、また違う表現の文言を盛り込んだ文書を出し

題とすることなく、防衛省・自衛隊における情報公開、文書管理の重要性を改めて認識し職務に当たるよう、十二日、私から省内幹部に指示をしております。

○国務大臣(河野太郎君) 今、徹底した調査が行われておりますが、この公文書の書換えというのは断じてあつてはならないということだと思います。

○国務大臣(河野太郎君) 今、徹底した調査が行

われておりますが、この公文書の書換えというのは断じてあつてはならないということだと思います。

○国務大臣(小野寺五典君) 今回の公文書の書換えにつきましては、決裁文書の書換えにつきましては、行政全体の信頼を揺るがしかねない大変な事態だと考えております。

○小西洋之君 いや、何でこんなことが簡潔にお

答えただけないかと。小野寺大臣のその行政全

体の信頼を揺るがしかねない、国民の信頼を揺るがしかねないということは、安倍総理も答弁され

ている。

私が伺っているのは、国会に対してです。国民

に対しては当然ですけれども、唯一の国民代表機関である国会に対して、行政として、政府として、内閣として許されないこと、国政調査権に対

たことは事実ですから、国会に対して許されないことを政府、内閣としてしまったと閥僚の一人としてお考えであるか、そのことについて簡潔に答弁ください。国会に対してです。それについて答弁ください。

○國務大臣(小野寺五典君) 今回の問題は、今、  
麻生財務大臣が国会に對して様々な答弁をされ  
て、いると承知をしておりますし、私どもとしても、  
このようない文書の書換えはあつてはならないもの  
と考えております。

○小西洋之君　まさに憲政史上例のない重大な暴挙でありまして、この問題はしつかり外交防衛委員会とはいえ追及しなければいけないんですが、時間もありますので、両大臣に先ほど御説明した実態、しつかり役所の方からレクをいただいて、また次回問わせていただきますので。

国会に対して詫されないことをしてしまったと  
いう旨の答弁を安倍内閣は明確にしておりませ  
ん、私、予算委員会の委員ですけれども、してお  
りません。この外交防衛委員会で両大臣がそうし  
た答弁をきちんととしていただけなかつたことは誠  
に遺憾であり、許されないことだと思います。後  
で、質問の途中でも結構ですから 明確にされる  
場合は是非していただきたいと思います。

次の質問をさせていただきますけれども、昨年  
の十一月五日の当委員会での就任挨拶で、佐藤大  
臣は、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責  
務副大臣は、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責  
務の完遂に務め、もつて国民の負託に応  
える決意でありますというふうに、自衛隊法五十九  
条により、武人である自衛隊員の服務の本旨と  
され、かつ自衛隊法五十三条によつて、全ての自  
衛隊員となる者に対して服務の宣誓として宣誓が  
義務付けられている。この服務の宣誓の文言を用  
いて就任の挨拶をいたしました。

は、この服務の宣誓、かみ砕いて、日本語として  
どのような意味だといふうにお考えでいらっしゃ

ことを期すものとするところであると思いま  
す。

な各種任務に際して、自衛隊員として、これは身を挺してその任務を遂行し、国民の命と幸せな暮

○小西洋之君 今大臣がおっしゃった、徳操を養  
い云々といふのは、この昭和四十七年政府見解、  
今日は配付資料二つありますけれども、古い決裁書

らしを守るという國民から託された思いに応える  
ということであると思います。

文書の付いている七ページに服務の宣誓を付けてあります。ですが、服務の宣誓の言葉をそのままおつしやつただけなんですね。

もう一度聞きます、簡潔に。事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務める、これは具体的にどういう意味を自衛隊員に誓わせていて

事を懸けて自衛隊員に戦つてもらう、にもかかわらず、違憲の存在と言われるのはおかしいじゃないかといふようなことをおっしゃつて、自衛隊明記の改憲を正当化をされる、あるいは、自衛隊員の、これは服務の宣誓ですね、自衛隊に関する行事に出かけていくつて、まさに命懸けで戦う存在だ

ると、指揮官として、自衛隊の戦闘上の指揮官としてお考えでいらっしゃいますか。

○國務大臣(小野寺五典君) まさにここにあります。が、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託に応えることを期すものとするという、この内容については、当然、例えば防衛出動あるいは様々な自衛隊の任務において、これは国民のために懸命にその負託

ところで自衛隊員に対しても、そういう発言をされておりますけれども、そういうことについて、防衛大臣が、この服務の宣誓の一一番の本質、本旨についてきちんと具体的に御自分の言葉で語られないというは、これはやっぱり自衛隊員に対して失礼であり、我が国の防衛の在り方としてそれは根本的な問題をはらんでいると思います。

に応えるということを表したものだと思つております。

省としてこの服務の宣誓についてどういう意味で

○小西洋之君 懸命ではなくて、危険を顧みず、身をもつてと書っていますから、どういう意味だとお考えですか。もう簡潔に。

○國務大臣(小野寺五典君) ちょっとと委員の質問の意図がよく分かりませんので、もう少し分かるようご質問して、お答え下さい。

○委員長(三宅伸吾君) 後刻理事会で協議いたしました。

○小西洋之君 ちょっと時間が切迫してしまったんですが、佐藤副大臣ですけれども、十二月五日の先生のまごと、この服務の監督、根本的に考えております。

○小西洋之君 事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務める、私は、この言葉の意

日本語としてどういう意味、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて國の就任のおおきな使命に宣誓して貰ひたい。

味は、いろんな意味はあるかもしれませんけど、  
その非常に一番重い意味は、有事の際には、危

民の負託に応える決意というのは、外務省の行政に当たる身として具体的にどういう思い、決意を

陰、命の危険すら顧みず、命を懸けてこの責務の完遂に務める、もって国民の負託に応えるといふ非常に重たい意味を含む宣誓だと理解しておりますが、防衛大臣はそのような見解をお持ちではないんでしょうか。

○國務大臣(小野寺五典君) 防衛出動を始めとする各種任務、これは領海侵犯対処や海賊対処、PJK等、こういったものがございます。このよう

○副大臣(佐藤正久君) お答えいたします。  
繰り返しの答弁になりますが、本件挨拶は、自衛隊員の服務の宣誓行為として行つたものではなく、我が国の安全と繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るため、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという私の基本的姿勢を全体として述べておらうと思います。この点について御理解を

をいただきたいと思います。

特に、我が国は戦後一貫して平和国家としての道を歩んできており、この歩みを引き続き堅持しております。このような方針の下、文民たる外務副大臣として私はこの外交的努力を進めてまいりたいという思いを述べたものであります。

しかしながら、本件挨拶によりまして、結果として政府の方針について疑念を招いてしまったということについては大変遺憾だというふうに思つて

ております。

ですが、やはり、憲法の文民条項の趣旨、あるいは外務省設置法の趣旨、あるいは防衛省の立場からしても、自衛隊員のみが行う宣誓を外交を担当する政務が就任挨拶として、決意として述べる、これはやはり自衛隊員を侮辱する行為だと思いますので、私は、そういう意味で、佐藤副大臣は即刻辞職をしていただきたいと思います。

少の質問でございまことにとも、皆さA  
ちょっととお手元の資料の、昭和四十七年政府見解  
の古い資料の方の後ろの九ページ、九ページの次の  
の十ページ御覧いただけますでしようか。これ  
集団的自衛権などを容認した七・一閣議決定の部  
分ですけれども、存立危機事態についての政府の  
認識について伺わせていただきまます。

十ページで右上、線を引っ張つてあるところがござりますけれども、「しかし、冒頭で述べたとおりに、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により」云々などで、ちょっと飛ばさせていただきますけれども、「我が國の存立を脅かすことも現実に起こり得る。」というふうに書いてありますけれども、小野寺大臣に伺いますけれども、この存立危機事態が起こり得るという認識なんですが、これは一〇四年当時の認識でござりますけれども、今回の

所信表明……（発言する者あり）はい、分かりました。十分ゆづくりで、事前通告も、丁寧な通告もさせていただいていると思うんですけれども。閣議決定の文言を読み上げただけですが、十ページの閣議決定のところ。小野寺大臣に伺いますけれども、十ページのですね、質問通告もさせていただいている閣議決定。秘書官、ちょっともつと機敏にやつていただけますかね。ありますか。ちょっと質問、ちょっと委員長、時間止めてもらえますか。

も、これは七・一閣議決定に書いてあるその存立危機事態が起こり得るという政府の認識ですけれども、今般の所信表明なども踏まえて、通告させさせていただいておりますけれども、政府として、防衛大臣あるいは政府として、こうした存立危機事態は我が国において現実的に想定される危機であるというふうに当然お考えだと思うんですけれども、それを具体的に、かれこれこういうことががあるので、存立危機事態は起こり得る現実的な危機であるということについての見解を述べていただけますか。

(国務大臣(小林喜五郎) 御指揮の平成二十六年七月一日の閣議決定の御指摘の部分は、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続ける状況を踏まえれば、今後、他国に対しても発生する武力攻撃であつたとしても、その目的、規模、態様等にとつては我が国の存立を脅かすこと、すなわち存立危機事態が生じることも現実にして

○小西洋之君　その認識は現時点でも変わらないこととてよろしいでしょうか。

○國務大臣(小野寺五典君)　現時点でも変わりません。

○小西洋之君　先ほどから質問等ございましたけれども、五月に米朝の首脳会談が想定されるとどうやら、今、北朝鮮問題についての局面がありますけれども、そういう局面下においても、あるいはそれ以降ですね、仮に、質問通告をさせていい

ただいておりますけど、北朝鮮において不可かつ検証可能な方法等によって核、ミサイル開発が阻止することができるというような状況であっても、こうした存立危機事態が我が国に國にあり得るという政府の安全保障環境に関する認一般論としては変わらないということであるですか。

○國務大臣（小野寺五典君） 現時点で北朝鮮完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法核、ミサイルの放棄に向けた具体的な行動はおらず、仮定の御質問にはお答えを差し控

させていただきますが、その上で、政府として北朝鮮の核・ミサイル開発、中国による一方的現状変更の試み、さらに、大量破壊兵器の拡張国際テロの深刻化、サイバー空間や宇宙空間の新たな領域における課題の顕在化等、様々な要素を踏まえ、平成二十六年七月一日の閣議決定においても示しているように、我が国を取り巻く社会保障環境は一層厳しさを増しているものとをしております。また、平成二十六年七月一日閣議決定で示した我が国の存立を脅かすこと、実的に起こり得るとの認識は現時点においてつづっております。

○小西洋之君 濟みません、ちょっとこれ通  
きていいんですけれども、安倍総理を始め  
は、我が国をめぐる安全保障環境は戦後最も  
いという言い方を繰り返し繰り返しされてお  
す。当然、防衛大臣や外務大臣も共有をされ  
ると思うんですが、何ゆえに戦後最も厳しい

戦下などと比べても、ロシアの兵器で第七艦襲つて次に日本を襲うというような議論が、会でも当時は盛んにされて、議事録に残つてますけれども、何ゆえに最も厳しいといふお考へであるんでしようか。

○國務大臣（小野寺五典君） 平成二十六年度に係る防衛計画の大綱についてにおいては、国を取り巻く安全保障環境について、冷戦期念されていたような主要国間の大規模武力紛糾然性は引き続き低いものと考えられるが、

迎的の開発の危険が起つてゐる。しかし、この状況は、北朝鮮の核・ミサイル開発の脅威や中国の軍事力強化及び周辺海域等における活動の拡大・活発化、さらに、グローバルな安全保障環境においては、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロの拡大・拡散、宇宙・サイバー空間の安定利用の確保といった様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化、先鋭化してきており、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増していくという認識をしております。

この大綱の改定後、安全保障環境は、現在に至

るまで、現大綱が示した認識のとおり現実に厳しさを増しております。特に、北朝鮮が我が国の安全に対するより重大かつ差し迫った新たな段階の脅威になつてゐること、中国は透明性を欠いたまま軍事力を強化するとともに、東シナ海、南シナ海上の海空域において既存の国際秩序とは相入れない独自の主張に基づく力を背景とした一方的な現状変更の試みを繼續しており、さらに、大量破壊兵器等の拡散や国際テロの深刻化、サイバー空間や宇宙空間など新たな領域における課題の顕在化等、グローバルな安全保障上の課題は広範かつ多様化していることを踏まえれば、我が国を取り巻く安全保障環境の現状は戦後最も厳しいと言つても過言ではないと私どもは認識をしております。

○小西洋之君 ありがとうございました。

先ほどの七・一閣議決定ですね、九ページの方ですけれども、もう口頭で申し上げますので、もはやどの国も一国のみで平和を守ることはできな

隊を  
の国  
おり  
つに  
争の  
アジ  
争の  
○國務大臣(小野寺五典君) 現在も同じ認識を  
いという考え方ですね。  
日本の近くではなくても世界のあらゆるところ  
で起きた問題が日本の平和と安全を脅かすものに  
なり得るという見解を言っておりますけれども、  
そうした見解は今も変わらない、日本の領土の近  
くだけではなくて、一般論で結構ですが、世界の  
あらゆるところ、あるところで起きたものが日本ま  
での存立危機事態にもなり得ると、そういう一般論  
の認識でよろしいでしょうか。

持つております。

○小西洋之君 ありがとうございました。

では、お手元の資料の十一ページを御覧いただきたいたいですけれども、東京高裁に政府が出した準備書面におきまして普通に日本語でぱっと読むと、存立危機事態が発生することを具体的には想定し得ないというようなことを、これは、この訴訟の担当者は防衛省なんですかけれども、あと内閣、NSCなんですかけれども、というふうなことを言つてはいるところでございます。

この趣旨に対して小野寺大臣は三月五日の予算委員会において、國の主張の趣旨は、本件訴訟が係属する当面下において防衛出動命令が発令する時期等は不確実であるということであり、存立危機事態における防衛出動命令が想定されないと主張しているわけではないというふうに述べていらっしゃるんですけれども、ですかれども、この東京高裁の準備書面で政府が行つてはいる主張というのは、日本語で普通に読むと、存立危機事態が発生し得ることの具体的な危険性を肯定することはできないと言つてはいるんですが、文字どおりのそういう意味ではなくて、先ほどまで小野寺大臣が答弁してはいたいたよな、存立危機事態は我が国には発生し得るんだという、そういう基本認識の下で示されている政府の見解であるという理解でよろしいでしようか。要するに、基本認識は同じものであるということだけを確認させていただきたいと思います、まず。

○國務大臣(小野寺五典君) まず、本訴訟において、國は、存立危機事態が想定されないと、その発生がおよそ想定できないといった主張は行つていません。この点ははつきり申し上げます。

その上で、本件は、現職の自衛官である原告が存立危機事態における防衛出動命令に服従する義務がないことの確認を求める訴訟であり、命令に従わなかつたことを理由として懲戒処分を受けることを予防することが訴訟の目的であります。これに対して、國としては、現に命令は発令されておらず、命令発令のための手続も開始されておら

ず、いつ何どき発令されるか不確実であるため、このような状況においての訴えは不適法であると主張しているものであります。

つまり、訴訟法上の問題として、本訴訟が係属する当面下において、原告の権利等に具体的、現実的な危険や不安が存在しないため、本件訴えは不適法であるとの主張であります。このように、國の主張の趣旨は、本件訴訟が係属する当面下において防衛出動命令が発令される時期等は不確実であるということであり、存立危機事態における防衛出動命令が想定されないと主張しているわけではありません。

その上で、我が國の存立を脅かすことも現実に起こり得る旨の二十六年七月一日の閣議決定で示した認識は、現状においても変わりないと考えております。

○小西洋之君 私が伺いましたのは、先ほど来から答弁いただいている存立危機事態における現在及び将来の政府の基本認識、それが基底にある上での政府の見解を述べたものか、存立危機事態の基本認識は同じものであるかどうか、当たり前のことだと思いますけれども、それだけをイエスかノーかで答弁いただけますでしょうか。

○國務大臣(小野寺五典君) まず、訴訟の案件での質問でありますので、國はこの訴訟において存立危機事態が想定されないとその発生がおよそ想定できないといった主張は行つていない、それをはつきりさせさせていただきます。

その上で、我が國の存立を脅かすことも現実に起こり得るという旨の平成二十六年七月一日の閣議決定で示した認識は、現状においても変わりはありません。

○小西洋之君 訴訟においても変わらないといふことですね、基本認識の基底は、基底にある基本認識は変わらないということによろしいですか。

○國務大臣(小野寺五典君) 繰り返しますが、平成二十六年七月一日の閣議決定で示した認識は、現状においても変わりないと考えております。

たので、質疑をおまとめください。

○小西洋之君 はい。

じゃ、最後に。訴訟において政府は一定の見識を示しているんですけど、その基底にある基本認識とは、先ほどおっしゃられた現在及び将

來の存立危機事態に関する基本認識と変わらない、そのものが基底にあるということでおろしいか。当たり前のことをお聞いております。イエスかノー。

○國務大臣(小野寺五典君) 訴訟においては國は存立危機事態が想定されないとその発生がおよそ想定できないといった主張は行つていないと

うことであります。

○小西洋之君 じゃ、委員会提出要求、私の質問に対する委員会への提出要求をお願いいたします。委員長、よろしくお願ひします。

○委員長(三宅伸吾君) 後刻理事会で協議させていただきます。

○小西洋之君 ありがとうございます。